

2024年5月21日

「J043-3 ストーマ処置 4 ストーマ合併症加算」に関するお知らせ

令和6年度診療報酬改定において、「J043-3 ストーマ処置料」の加算として「4 ストーマ合併症加算 65点」が6月から算定可能になります。本加算の算定要件として、「関連学会から示されている指針に基づき・・・」と記載されています。本加算申請時の経緯から、この「関連学会から示されている指針」とは、「日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会/日本大腸肛門学会編：消化管ストーマ関連合併症の予防と治療・ケアの手引き．金原出版、東京、2018²⁾」（以下、本書籍）に記載されている内容を意味するものと思われます。しかしながら、本書籍自体は、ストーマ合併症加算の算定を目的として作成されたものではありませんので、現在、日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会と関連学会が共同で、本加算を算定する際に基づくべき指針を作成中です。その指針が完成するまでは、暫定的な対応として、本書籍を参考に算定して頂けると幸いです。

なお、本加算を算定するにあたり、以下に留意事項等をまとめましたのでご参考になさってください。

日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会
理事長 板橋 道朗

J043-3 ストーマ処置 4 ストーマ合併症加算について

<ストーマ合併症加算で期待する有用性>

ストーマケアに熟練した看護師が、的確なアセスメントとケアおよび生活指導を行うことで、ストーマ合併症の早期改善と重症化を予防する。また、予定外の外来受診・入院が手術に至るケースの低減、患者の身体的・精神的・経済的負担を軽減する。

<ストーマ合併症加算の算定対象者>

J043-3 ストーマ処置

- (1) ストーマ処置、消化器ストーマ又は尿路ストーマに対して行った場合算定する。
- (2) ストーマ処置には、装具交換の費用は含まれるが、装具費用は含まれない
- (3) 「C109」に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者（これに係る薬剤料又は特定保険医療材料のみを算定している者を含み、入院中の患者を除く）については、ストーマ処置の費用は算定できない。
- (4) 「注4」に規定する加算は、以下のストーマ合併症を有し、かつ、ストーマ合併症の重症度分類グレード2以上の患者である場合に算定する。

ア 傍ストーマヘルニア

イ ストーマ脱出

ウ ストーマ腫瘍

エ ストーマ部瘻孔

オ ストーマ静脈瘤

カ ストーマ周囲肉芽腫

キ ストーマ周囲難治性潰瘍等

<ストーマ合併症の重症度分類>

以下のグレードの原則を参考に判断する（ストーマ合併症の重症度分類（尿路ストーマを含む））。

消化管ストーマ合併症の重症度分類案

グレード	各グレードの原則	
グレード1	軽症	ストーマケア方法の大きな変更を要さない
グレード2	中等度	ストーマケア方法の変更と外来での施行可能な処置で対応可能
グレード3	重症または医学的に重大であるが、直ちに生命を脅かすものではない	入院あるいは待機的外科的処置を要する
グレード4	生命を脅かす	緊急の外科的処置と要する
グレード5	合併症による死亡	

文献1) 2) より改変引用

<施設基準>

第 57 の 2 の 4 の 2 ストーマ合併症加算

1 ストーマ合併症加算に関する施設基準

- (1) 関連学会から示されている指針に基づき、当該処置が適切に実施されていること
- (2) 排泄ケア関連領域における適切な研修を修了した常勤の看護師が配置されていること。

* 「排泄ケア関連領域における適切な研修」とは、以下の研修が該当する。

- ① 日本看護協会の認定看護師教育課程「皮膚・排泄ケア」
- ② 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会「ストーマリハビリテーション講習会」
認定講習会は、日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会ホームページでご確認ください。

<留意事項等>

- 1. ストーマ合併症は、医師による診断および診療記録（カルテ）記載が必要である。
- 2. ストーマ合併症に対し、実施した処置内容を診療記録（カルテ）に記載すること。

【文献】

- 1) 高橋 賢一，舟山 裕士，西條 文人，他：消化管ストーマ造設と便失禁診療の標準化をめざして，消化管ストーマ造設術後の合併症の分類と問題点，日本大腸肛門病学会雑誌 64（10），853-859，2011.
- 2) 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会・日本大腸肛門病学会編：消化管ストーマ関連合併症の予防と治療・ケアの手引き，金原出版，2018.